

# 地域包括支援センターのイメージ

設置主体：市町村  
設置数：4,056カ所

※各市町村に最低1カ所設置  
※ランチ・サブセンターは約3000カ所  
※H21.4現在

総合相談・支援事業

住民の各種相談を幅広く受け付けて制度横断的な支援を実施

多面的（制度横断的）  
支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など  
必要なサービスにつなぐ

介護サービス ボランティア

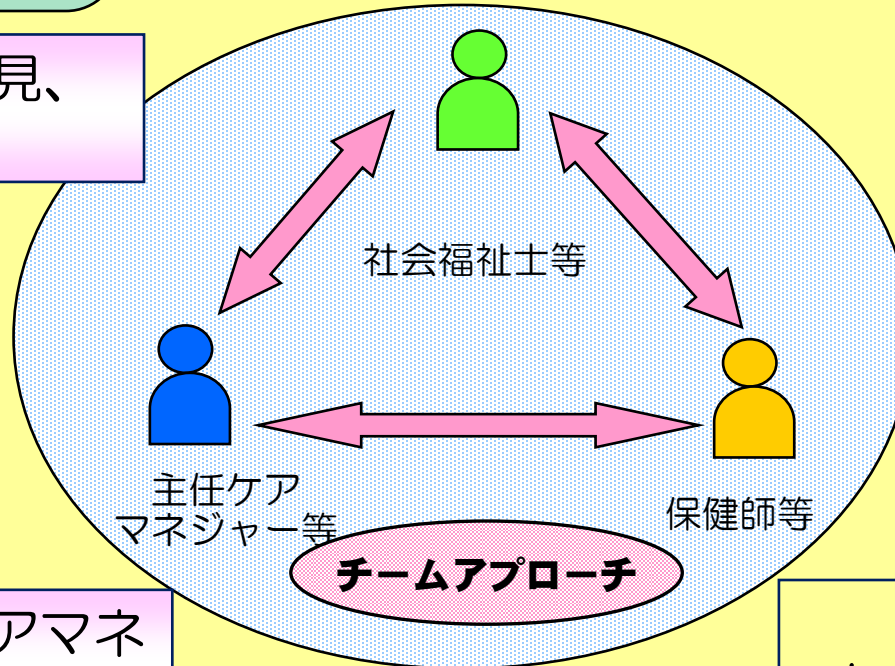
ヘルスサービス 成年後見制度

地域権利擁護 民生委員

医療サービス 虐待防止

介護相談員

虐待防止・早期発見、  
権利擁護



包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言
- ・地域でのケアマネジャーのネットワークの構築

介護予防  
ケアマネジメント事業

# ○ 介護保険事業（支援）計画について

## 国の基本指針(18.3.31告示314)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めている
- 市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 基本指針の見直し

- 平成21年度を始期とする第4期事業計画に向けて、20年度に一部改正

## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 日常生活圏域の設定
- 介護サービス量の見込み
  - ・ 地域密着型（介護予防）サービス（市町村及び圏域毎）
  - ・ その他介護給付等対象サービス（介護給付・予防給付）
- 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数（市町村及び圏域毎）

## 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長には、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき、日常生活圏域ごとの必要利用定員総数を超える場合の指定拒否権限あり

## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（圏域毎）
- 介護保険施設については、各年度・各圏域の入所定員数の見込量
- ※ その他、介護専用型特定施設の必要利用定員総数等を定める。（なお介護専用型以外の特定施設（混合型特定施設）に係る必要利用定員総数の設定も可）

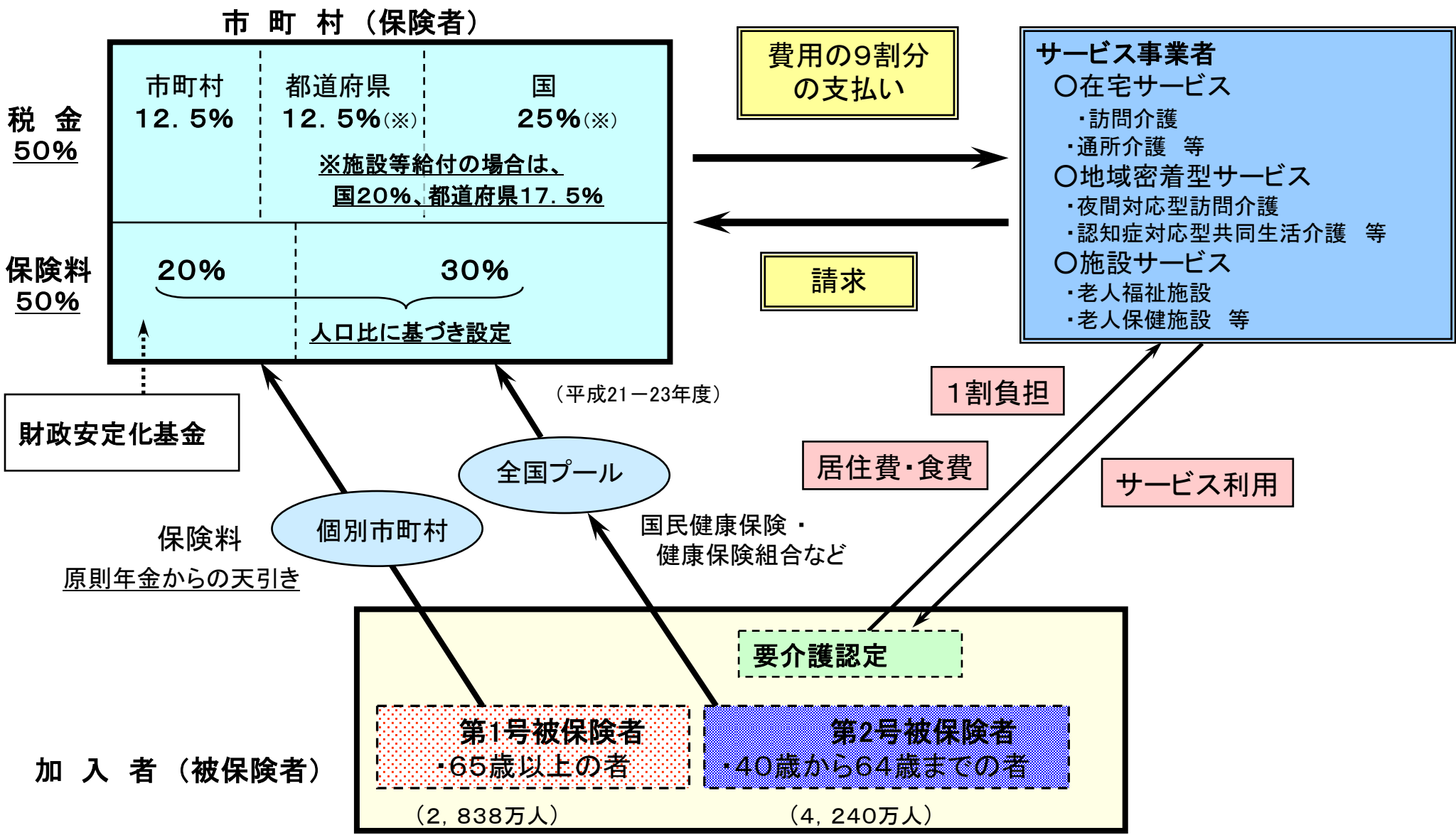
## 計画に沿った基盤整備

- 都道府県知事には、介護保険施設につき、圏域ごとの入所定員数を超える場合の認可拒否権限あり
- 介護専用型特定施設について、必要利用定員総数を超える場合、指定拒否権限あり。（混合型特定施設の場合も同様）

※ 第4期介護保険事業計画の期間は平成21～23年度の3年間

（第1期：平成12～16年度 5年間 第2期：平成15～19年度 5年間 第3期：平成18～20年度）

# 介護保険制度の仕組み

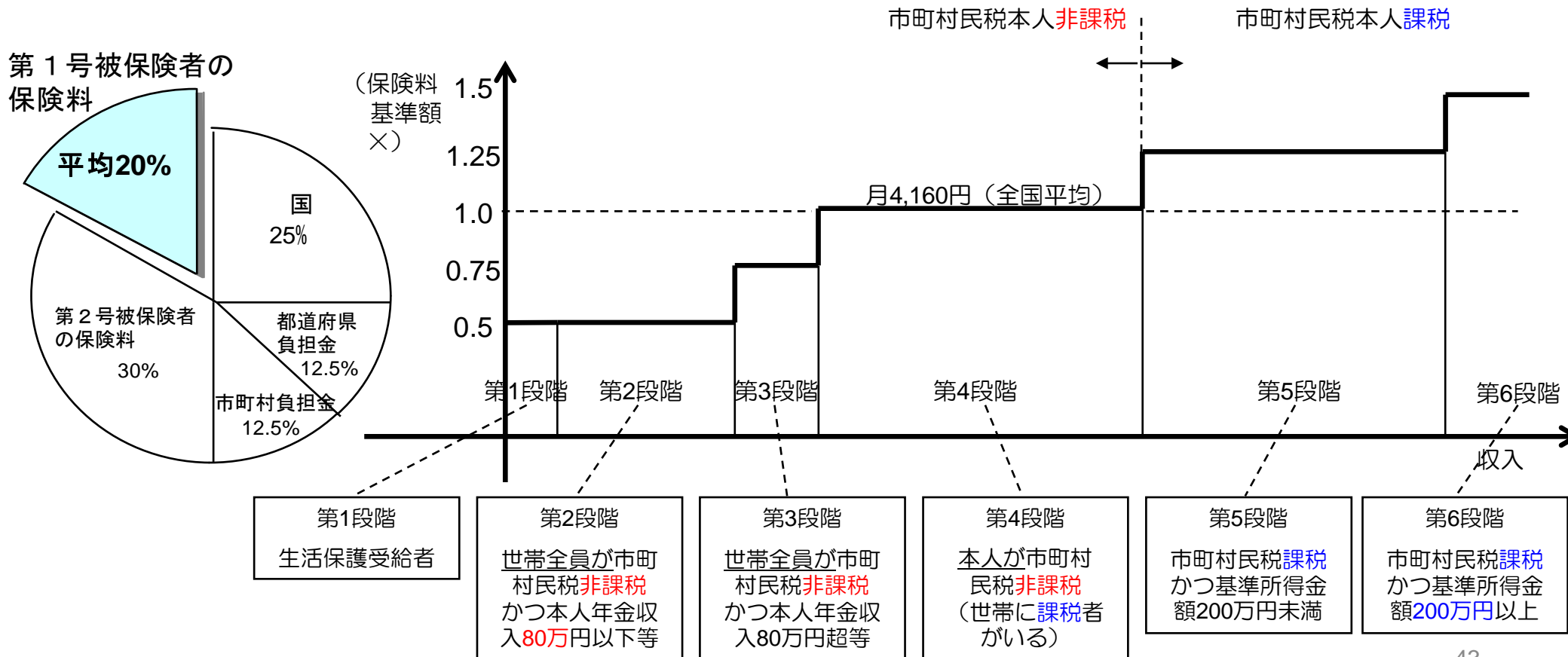


(注) 第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告(暫定)(平成21年4月末現在)」による。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成20年度内の月平均値である。<sup>42</sup>

# 高齢者の保険料（第1号保険料）について

- 介護保険の給付費の50%を、65歳以上の高齢者と40歳～64歳の者の人口比で按分し、市町村（保険者）は、その約20%を高齢者に個人単位で課した介護保険料により賄う。
- この介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。（標準は6段階）



# 利用者負担について

- 介護サービス費の9割分は保険給付され、要介護者は、原則として残りの費用の1割分のほか、施設サービスを利用した場合の食費及び居住費を負担する。
- 低所得者については、利用者負担の一定額を超える部分は、高額介護サービス費や補足給付などにより、保険給付され、負担軽減がなされている。

## 高額介護サービス費

月々の介護サービス費の1割の負担額が世帯合計（個人）で下の表の上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻される。

所得区分	世帯の上限額（/月）
(1) 下記(2)または(3)に該当しない場合	37,200円
(2) 市町村民税世帯非課税 等	24,600円
市町村民税世帯非課税で年金収入が80万円以下である場合 等	個人15,000円
(3) 生活保護の被保護者 等	個人15,000円

## 補足給付

月々の食費・居住費の負担額が一定額を超えた場合に、超えた分が払い戻される。（下の例は、要介護5の人が特別養護老人ホームの多床室に入所した場合の例）

補足給付の支給により、負担を軽減。

